

JIS

デリックグースネック軸受— 構成及び構成部品

JIS F 2203:1998

(2003 確認)

平成 10 年 4 月 20 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

まえがき

この規格は、工業標準化法に基づいて、日本工業標準調査会の審議を経て、運輸大臣が改正した日本工業規格である。これによってJIS F 2203 : 1995は改正され、この規格に置き換えられる。

今回の改正では、国際規格との整合を図るために、対応国際規格の技術的内容を変更することなく本体に規定し、さらにJISとして必要な規定内容を追加した。また、旧JISの内容を一部改正し、附属書に規定した。

JIS F 2203は、本体及び次に示す附属書で構成されている。

附属書(規定) デリックグースネックブラケット

主 務 大 臣：運輸大臣 制定：昭和 32.12.23 改正：平成 10.4.20

官 報 公 示：平成 10.5.6

原案作成協力者：財団法人 日本船舶標準協会

審 議 部 会：日本工業標準調査会 船舶部会（部会長 齋藤 隆一郎）

この規格についての意見又は質問は、運輸省海上技術安全局技術課（☎100-0013 東京都千代田区霞が関 2 丁目 1—3）又は工業技術院標準部材料機械規格課（☎100-8921 東京都千代田区霞が関 1 丁目 3—1）にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

デリックグースネック軸受—
構成及び構成部品

F 2203 : 1998

Bearings for derrick goosenecks—Assemblies and components

序文 この規格は、1987年第1版として発行されたISO 6045, Shipbuilding and marine structures—Bearings for derrick goosenecks—Assemblies and componentsを元に、対応する部分については対応国際規格を翻訳し、技術的内容及び規格票の様式を変更することなく作成した日本工業規格であるが、対応国際規格に規定されていない規定内容を日本工業規格として追加している。

附属書には、従来、日本工業規格で規定していた軸受けを規定としている。

1. 適用範囲 この規格は、船舶の荷役用として装備される通常のデリックブームグースネック軸受の形式の定義、構成部品の寸法及び材質を規定する。

この規格は、特殊な形のデリックには適用しない。

2. 引用規格 次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版を適用する。

ISO 286-1 ISO system of limits and fits—Part 1: Bases of tolerances, deviations and fits⁽¹⁾

ISO 630 Structural steels—Plates, wide flats, bars, sections and profiles

ISO 683-1 Heat-treatable steels, alloy steels and free-cutting steels—Part 1: Direct hardening unalloyed and low alloyed wrought steel in form of different black products

ISO 6043 Shipbuilding and marine structures—Eye and fork assemblies under tension load—Main dimensions

ISO 8147 Shipbuilding and marine structures—Derrick rigs and component parts—Vocabulary⁽²⁾

注⁽¹⁾ 現在草案の段階(ISO/R286:1962の一部改正)

⁽²⁾ 現在原案審議中

3. 定義 この規格で用いる主な用語の定義は、次による。

ISO 8147 Shipbuilding and marine structures—Derrick rigs and component parts—Vocabulary.

4. 呼び寸法

4.1 デリックブームグースネック軸受及びグースネックの呼び寸法は、参照及び発注に使用するもので、単位なしの数値とする。この数値は、デリックブームの最大軸力(kN)から得られたものである。

4.2 揚貨索導滑車ホルダーの呼び寸法は、参照及び発注に使用するもので、単位なしの数値とする。この数値は、導滑車から加えられる最大荷重から求めるもので、デリック軸受けの力線図kNによって計算する。

5. デリックグースネック軸受

5.1 この軸受けは、表1の規定及び図1, 2, 3に示される3種類とする。